

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松伏春日部関宿線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
幸手市大字惣新田字東川七二八番二 地先から同市大字惣新田字東川七三 六番地先まで		区 間
一〇・二二三 一〇・六四	八・五二 一〇・五二	敷地の幅員 (メートル)
九六・九〇		延長 (メートル)
		備 考